

北海道の景観行政について

第10回 北海道景観行政団体等連携会議 兼 景観行政セミナー
(令和2年10月21日 開催)

北海道建設部まちづくり局都市計画課景観係

1 北海道の取組状況について

道では、平成31年(2019年)3月に策定(見直し)した「北海道景観形成ビジョン」の「重点的な取組」に基づき、関連施策と景観との連携を強化する取り組みを行っています。

「北海道景観形成ビジョン」の新たな基本方針

○重点的な取組

関係部局(施策)と連携し、景観に関する情報発信を積極的に行い、景観への意識を高める。

【基本方針1】 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり

○継続的な取組

景観の広がり意識し、景観づくりの「主体」と「施策区分」を明確にして、連携・協働の強化を図る。

【基本方針2】 一体性と連続性のある広域景観づくり

【基本方針3】 地域固有の多様な景観づくり

【基本方針4】 道民との協働によりめざす良好な景観づくり

○関連施策事業との連携

- ・ **連携事業における会議や研修等にて、景観への意識を高めるため、景観との関わりを講演する等。**
- ・ **ホームページやパネル展などで、景観との関連性をPR。**
(景観との関わりイメージできるチラシやパネル等を作成)

など

令和元年(2019年)5月22日に「北海道の景観形成に関する庁内連携会議」を設置し、その取組を道のwebで公表しています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/chonairenkeikaigi.htm>

2 北海道内の景観法等活用状況について

令和2年(2020年)3月31日現在

景観計画区域

北海道全域 (この区域には、地先公有水面を含む)

■ 羊蹄山麓広域景観形成推進地域 (7)

蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町

景観重要建造物 (12)

札幌市 (2)、黒松内町 (6)、東川町 (2)、美瑛町 (2)

景観重要樹木 (4)

美瑛町 (4)

景観重要道路

- ・国道5号、230号、276号及び393号
- ・道道岩内洞爺線、豊浦京極線、蘭越ニセコ倶知安線、京極倶知安線及びニセコ高原比羅夫線

景観重要河川

・尻別川

景観整備機構 (3)

- ・北海道：一般社団法人
北海道建築士会
- ・札幌市：一般社団法人
北海道建築士会
- ・函館市：特定非営利活動法人
はこだて街なかプロジェクト

■ 景観行政団体 (17 (18))

札幌市、旭川市、函館市、小樽市、釧路市、東川町、清里町、美瑛町、平取町、長沼町、当別町、黒松内町、上富良野町、栗山町、北見市、東神楽町、中標津町、**富良野市 (R2. 8)**

景観地区 (3)

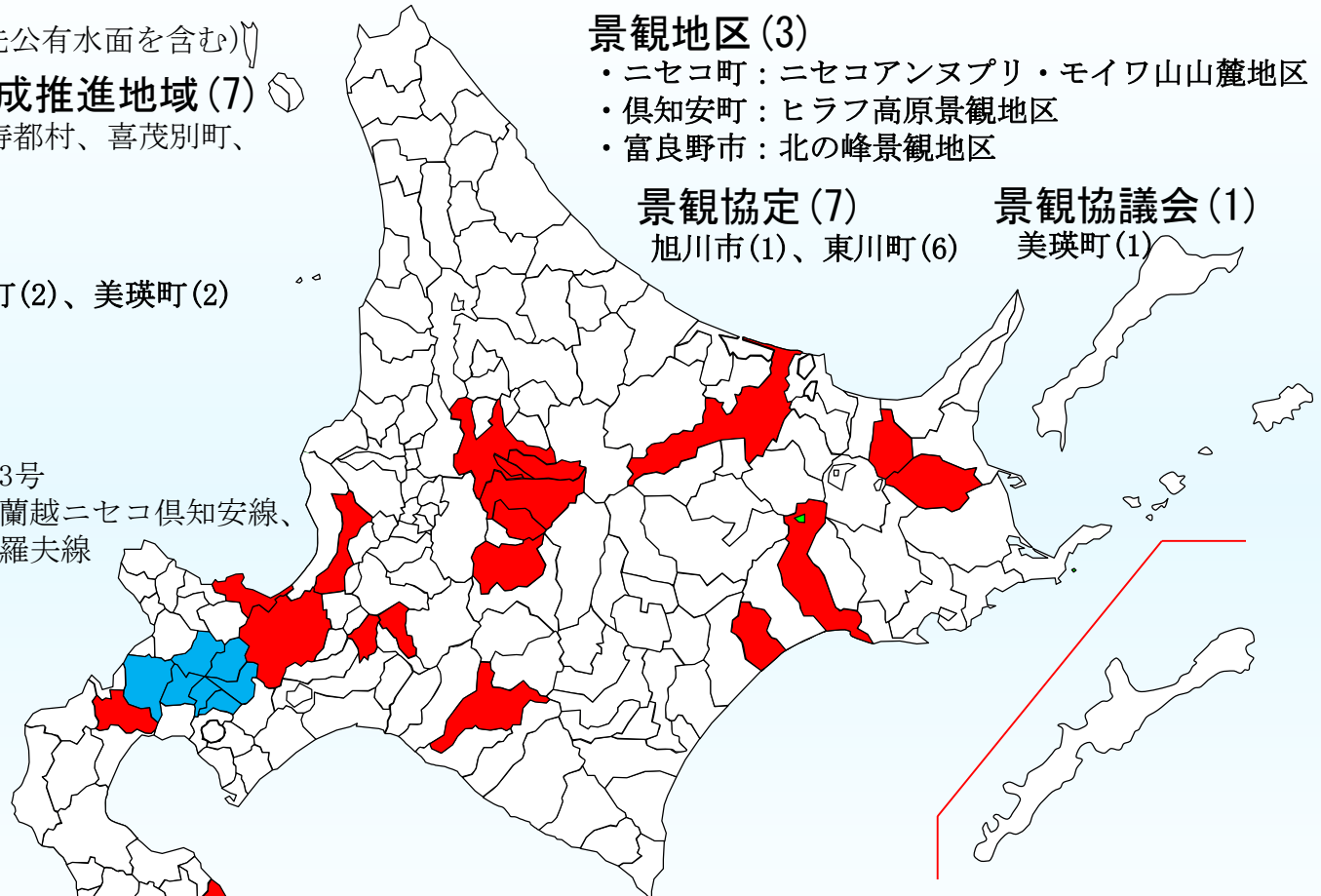
- ・ニセコ町：ニセコアンヌプリ・モイワ山山麓地区
- ・倶知安町：ヒラフ高原景観地区
- ・富良野市：北の峰景観地区

景観協定 (7)

旭川市 (1)、東川町 (6)

景観協議会 (1)

美瑛町 (1)



景観行政団体のない振興局

胆振・檜山・留萌・宗谷・十勝

3 景観まちづくりの意義

景観づくりは、暮らしや地域の営みを支える様々な成果を引き出す

潤いの実感できる
生活環境

活力と魅力ある
地域づくり

地域への誇りと
愛着を育む

活発なまちづくり

生活のための環境と併せて、目で見える環境をさらに豊かなものに

住みよいまち

いつまでも住みたいまち

住みたい・訪ねたくなる
まち

地域の活性化・持続可能なまちづくりの実現

定住人口の増

地域間交流の増進

中心市街地の活性化

※ 景観形成にあたって

- 景観形成は、行政が定めるものだが、地域住民との合意形成が必要である。
 - 景観法においても景観計画の決定は、住民説明会等の実施を義務づけ（法第9条）
- 地域にとって良好な景観とは何かを考える。
 - 地域（市町村）が目指す姿を言葉ではなく形にすること（総合計画等に定められた目標など）
- 未来の子どもたちに、私たちは何を残すのか（残せるのか）を検討する。

4 景観行政団体について

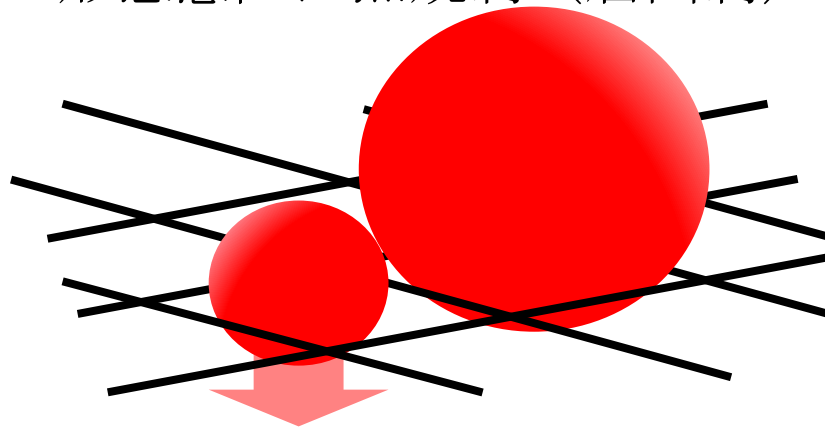
(1) 良好な景観形成について

(居住環境の向上等住民の生活に密接に関係)

【北海道景観条例】

最低限の基準

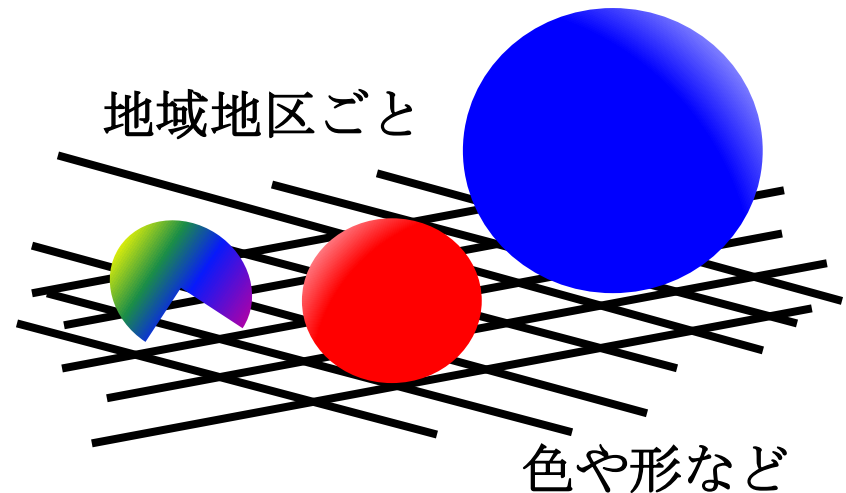
- ・ 規模を定めて届出
- ・ 規制は主に色彩（命令）
- ・ 形態意匠は無規制（届出制）



例えば、「大規模」・「けばけばしい」ものには、フィルターをかける機能はある。

【市町村の場合】

地域の特色に応じた
きめ細かな規制誘導
方策が可能



(2) 景観行政団体とは

○景観法に基づき「景観行政事務」を処理する地方公共団体。

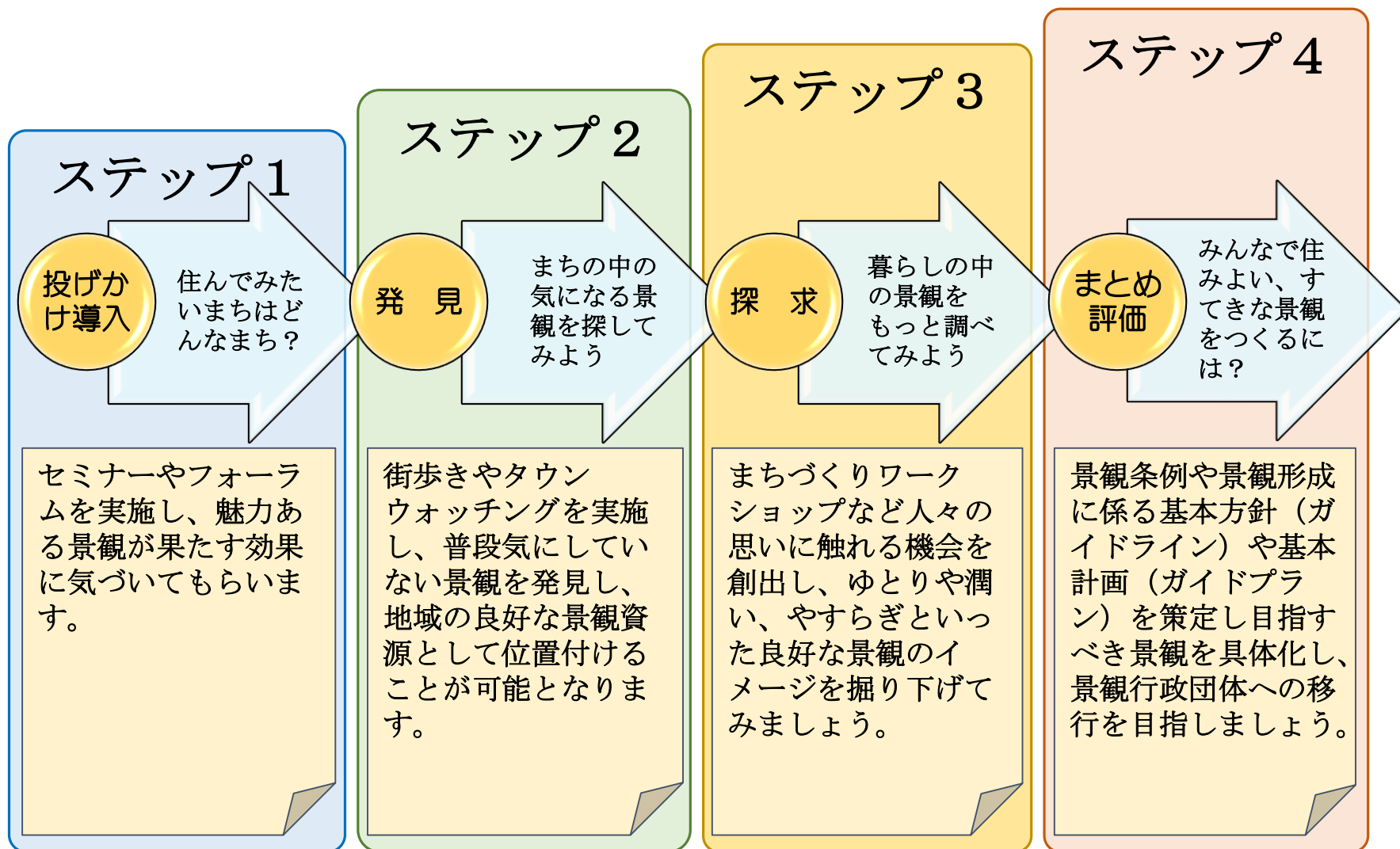
(都道府県、政令市、中核市)

○その他の市町村は、知事との協議を経て景観行政団体となることができる

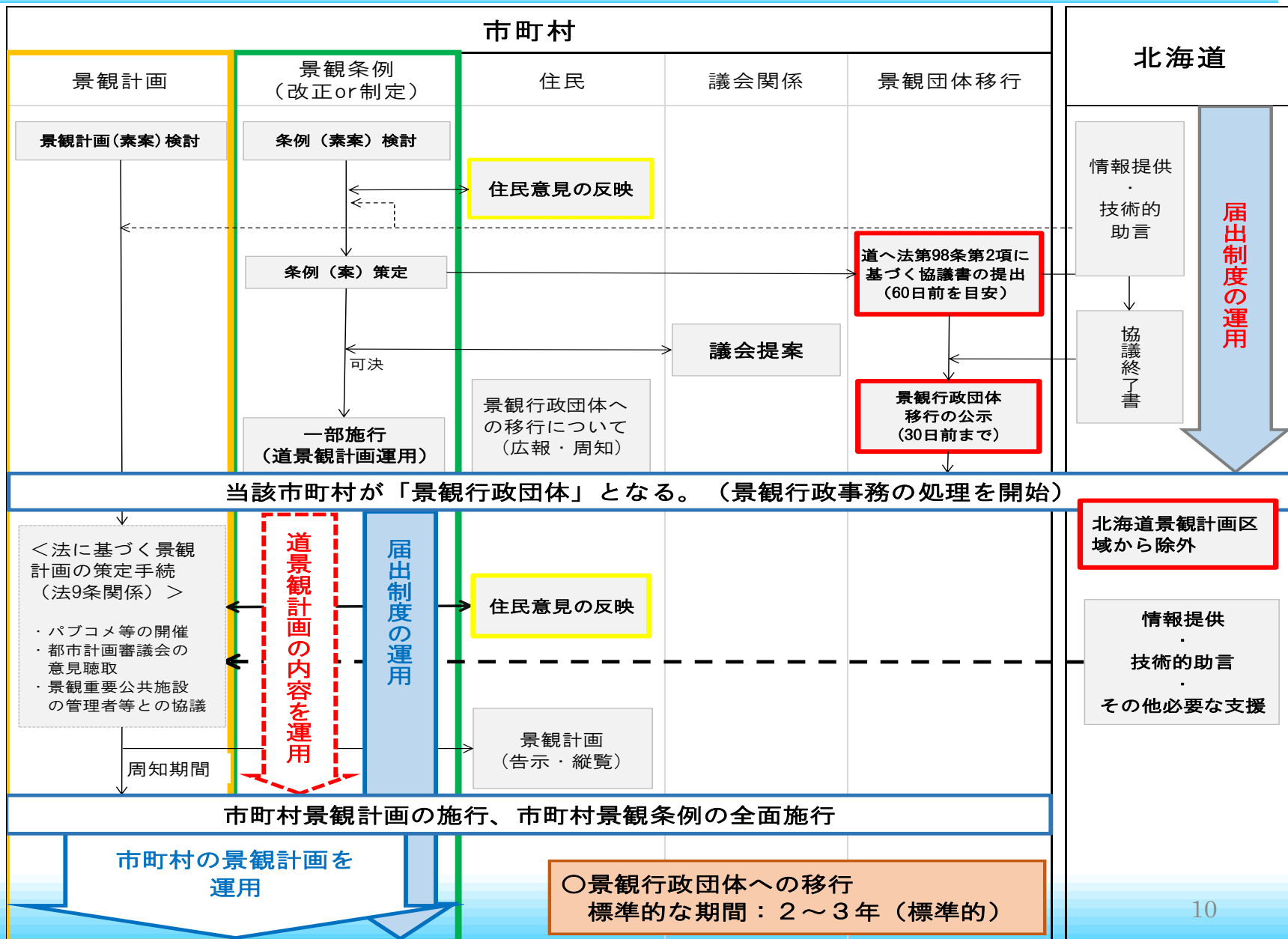
(景観法第98条) . . . 北海道は市町村の景観行政団体移行を支援

景観行政団体になる とできること	景観計画の策定	. . . 法第 8条-第15条
	建築等の行為規制 (届出制度)	. . . 法第16条-第18条
	景観重要建造物・樹木の指定	. . . 法第19条-第46条
	景観重要公共施設の整備等	. . . 法第47条-第54条
	景観協定の認可	. . . 法第81条-第91条
	景観整備機構の指定	. . . 法第92条-第96条
市町村ができること ※景観行政団体で なくともできる	景観地区 (都市計画区域及び準都市計画区域内)	. . . 法第61条-第73条
	地区計画等の区域内における建築物の形態意匠の制限	. . . 法第76条
	準景観地区 (都市計画区域及び準都市計画区域外)	. . . 法第74条-第75条

(3) 景観まちづくりの進め方



(4) 景観行政団体への移行フロー(標準的な例)



(5) 市町村が景観行政団体になる場合の 北海道知事との協議について(景観法第98条第2項関係)

市町村（政令指定都市、中核市を除く）が景観行政団体になり、景観行政事務を処理する場合、景観法第98条第2項に基づき、あらかじめ知事との協議を行うことが必要としており、道では、当該協議の円滑化等を図るため、協議の内容等について次のとおり定めています。

(平成25年1月7日付け都計第1313号通知)

【協議事項】

- ①景観行政団体になろうとする年月日 (景観行政事務の処理を開始する日)
- ②景観行政団体として、景観法第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づき、行おうとする 事務の内容
- ③上記②の事務を行うための 組織体制
- ④ これまでに取り組んできた景観施策がある場合はその内容
- ⑥今後の景観施策の 基本的方向性とスケジュール

【標準処理期間】

- 協議の申出が 道に到達した日から15日間 (休日を含めない)

【協議書の提出先】

協議書の提出先は、総合振興局又は振興局の建設指導課です。
協議書の確認は、北海道建設部まちづくり局都市計画課となります。

○協議にあたっての北海道の考え方

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）により、協議に際して知事の同意を得ることは要しないこととなりました。

しかし、市町村が景観行政団体として景観行政事務の処理を開始するにあたっては、それまで運用してきた北海道景観計画が自動的に消滅するものではなく、市町村における景観計画の策定ではそれまでの良好な景観の形成効果が著しく減じることにならないように、適正かつ円滑な移行が図られるよう協議する。

協議の際は、市町村の主体性を尊重し後見的関与とならない範囲で、次に掲げる事項等について確認するものとする。

- (1) 景観施策の方向性やスケジュール等が北海道のこれまでの景観施策と著しい齟齬が生じていないこと。
- (2) 景観計画の策定、実施、運用等にあたって必要となる法委任条例を、新たに景観行政事務の処理を開始する日までに定め施行する等、円滑な移行が図られること。
- (3) 市町村策定の景観計画が施行されるまでの期間は、北海道景観計画の扱いによることとし、道の景観行政事務と市町村の景観行政事務の空白期間が生じないようにすること。

5 広域景観形成地域について

(1) 広域景観形成地域とは

- 複数市町村にまたがる地域
 - 広域景観形成指針を策定
 - 一般区域とは異なる規制基準で道が届出制度を運用
- ※現在、指定されているのは「羊蹄山麓広域景観形成推進地域」

(2) 広域景観形成地域の指定により

広域景観形成指針に基づいた一体的な景観保全、活用、景観形成

- 地域特性に応じた届出対象行為、景観形成基準の設定
- 景観重要公共施設の指定(道路、河川、港湾等)
- 景観阻害要因への措置要請
- 市町村、公共施設管理者、住民間の意識の共有化

北海道景観条例 第13条

知事は、複数の市町村にまたがり、田園、湖沼等が連続する景観を有する地域で、特に広域にわたる良好な景観の形成を推進する必要があると認めるものを、当該地域の存する市町村の長の申出に基づき、「広域景観形成推進地域」として指定することができる。

(4) 広域景観形成地域の指定について

○道の役割

【STEP 1】
地域機運の盛り上げ
協議会の
設立支援



推進協議会の開催

【STEP 2】
条例に基づく地域指定
地域指定と
指針の策定

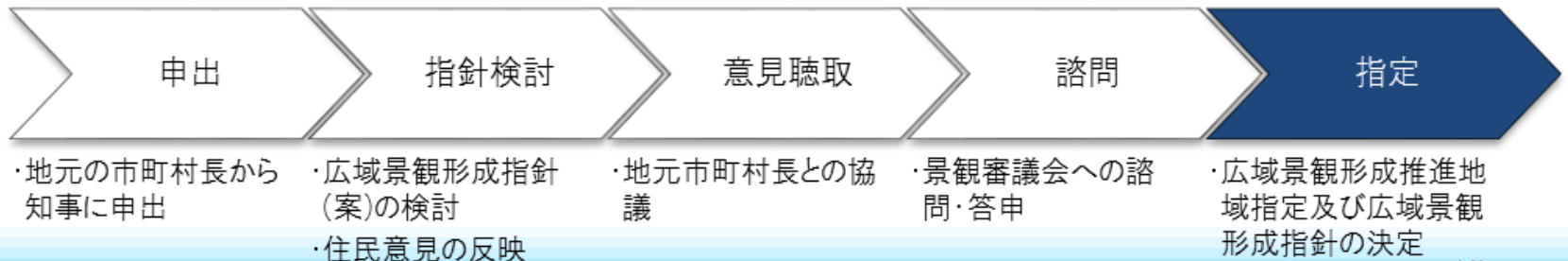


【STEP 3】
地域指定後の支援
指針に沿った
景観づくりの推進



ワークショップによる支援

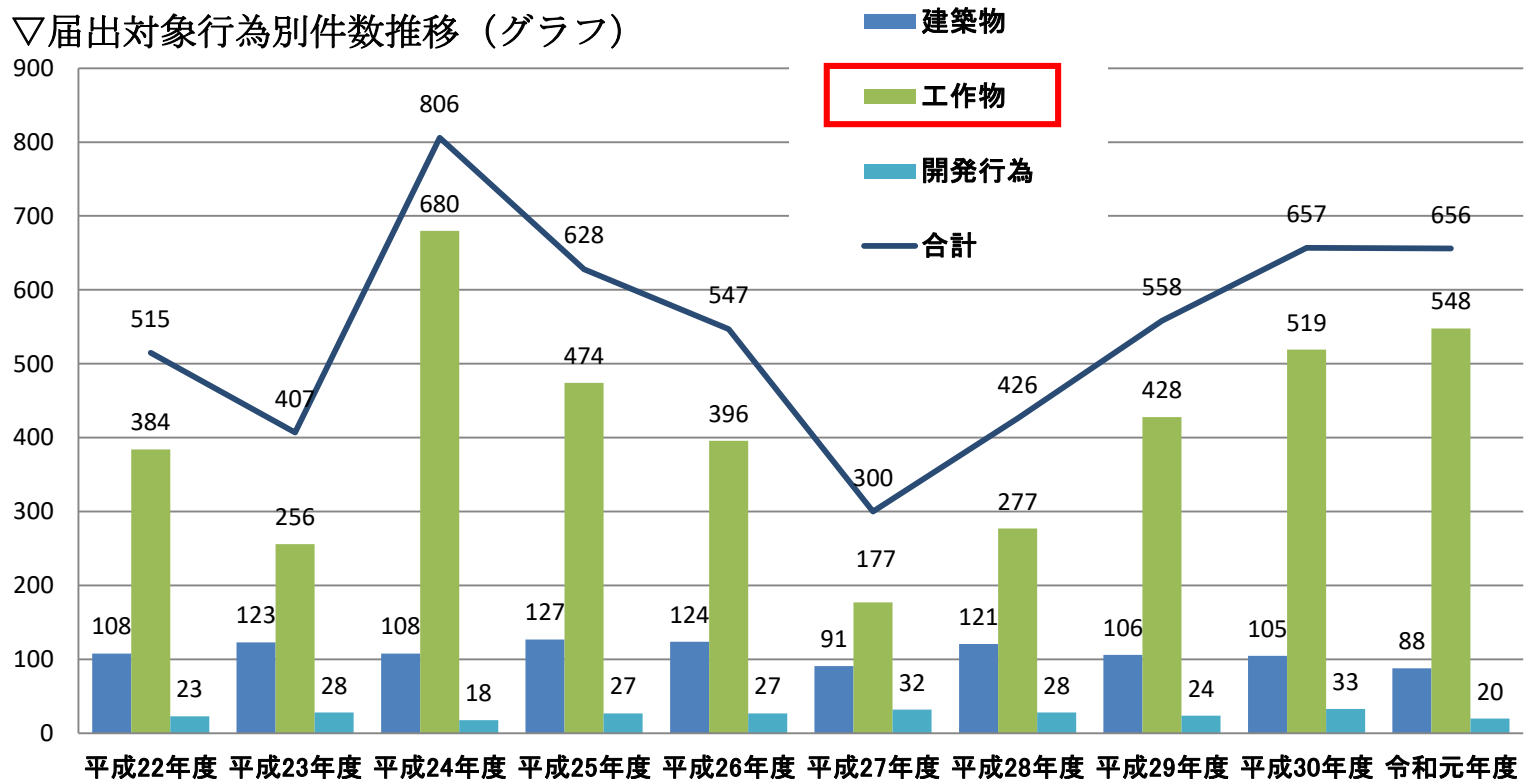
○事務手続き



6 北海道の景観法に基づく 建築物等の届出状況について

道における景観法に基づく届出件数は、平成24年度(2012年度)の806件をピークに平成27年度(2015年度)まで減少していましたが、平成28年度以降は増加に転じています。

▽届出対象行為別件数推移 (グラフ)



○届出対象行為について

- ・建築物 100件前後で推移。
- ・工作物 平成24年度 : 680件でピーク
平成27年度 : 177件まで減少
平成28年度以降 : 年々増加
- ・開発行為 20~30件で推移

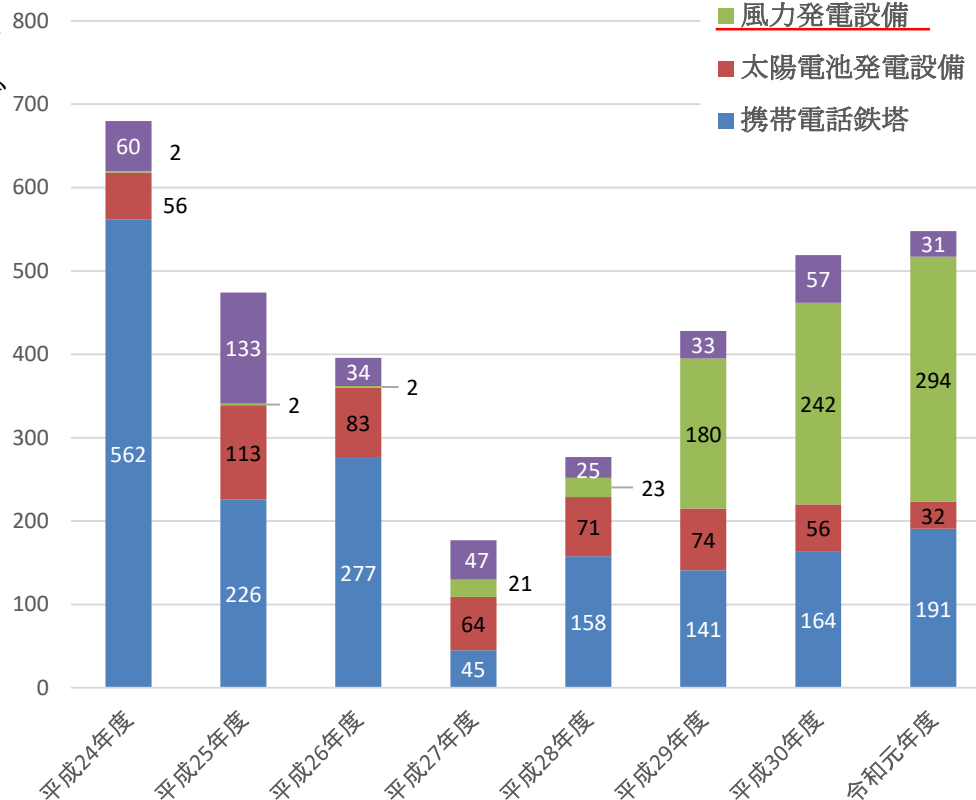
○風力発電設備の届出が増加

- ・毎年、増加(H27以降の主な工作物)
- ・令和元年度 : 前年度より52件増加。
- ・環境アセスメントの手続きしている事業が多数あり。今後も建設が続く見込み。

○携帯電話鉄塔の届出が増加

- ・平成27年度に45件まで減少。
- ・平成28年度以降は、増加傾向
(令和元年度は、前年度より27件増加)

表1 ▽工作物内訳 (グラフ)



▽表 振興局別届出・通知件数

振興局	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	合計
平成30年度	18	69	58	62	21	70	51	20	59	40	34	94	38	23	657
令和元年度	20	68	42	53	46	71	33	30	101	92	28	40	18	18	660
前年比	111%	99%	72%	85%	219%	101%	65%	150%	171%	230%	82%	43%	47%	78%	100%

表2 ▽H30・R1 振興局別届出等の件数(3工作物)

	携帯電話鉄塔			風力発電設備			太陽電池発電設備		
	H30	R1	増・減	H30	R1	増・減	H30	R1	増・減
空知	5	7	2	0	0	0	1	1	0
石狩	9	9	0	23	9	-14	11	9	-2
後志	13	21	8	15	5	-10	4	0	-4
胆振	18	22	4	2	0	-2	5	2	-3
日高	7	5	-2	10	15	5	2	1	-1
渡島	15	10	-5	41	55	14	10	6	-4
檜山	7	6	-1	42	25	-17	0	0	0
上川	14	24	10	0	0	0	0	1	1
留萌	4	8	4	54	90	36	0	0	0
宗谷	7	11	4	17	70	53	0	0	0
オホshima	22	22	0	0	0	0	4	1	-3
十勝	34	25	-9	0	0	0	11	5	-6
釧路	7	8	1	23	3	-20	3	2	-1
根室	2	6	4	15	8	-7	5	2	-3
合計	164	184	20	242	280	38	56	30	-26

※ : 20件以上の届出等

 : H30→R1で10件以上の増加

表1及び表2のとおり、地域別と届出件数が多いう工作物を抽出しましたが、特に「風力発電設備」の届出が突出し、日本海側での建設が増加しています。

風力発電・太陽光発電設備は、再生可能エネルギー導入促進の一方、大規模な設備は景観への影響も大きいことから、各市町村では、景観を保全していくための視点を含めた検討が必要です。

【参考】道景観計画区域内における届出対象施設及び規模

①風力発電設備

- ・一般区域 高さ15mを超えるもの
- ・羊蹄山麓広域景観形成地域 高さ10mを超えるもの

②太陽電池発電設備

- ・一般区域: 高さ5m又は築造面積2,000㎡を超えるもの
- ・羊蹄山麓広域景観形成地域: 高さ5m又は築造面積2,000㎡を超えるもの

道では、平成27年度(2015年度)に

「北海道太陽電池・風力発電設備 景観形成ガイドライン」

を策定しており、景観に配慮すべき事項をチェックリスト化しており、道のホームページにて公表しています。

○「北海道太陽電池・風力発電設備 景観形成ガイドライン」

配慮すべき事項をチェックリスト化

- ・自然的地域、市街地、沿道など地域区分ごとに配慮事項を記載
- ・道のwebページで公表

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/guideline/taiyouhuuryoku.htm>

太陽電池発電設備景観形成配慮事項チェックリスト

区分 (類似景観)	景観形成配慮事項		
	設備	設備周辺	付帯施設
各地区共通	<ul style="list-style-type: none"> 地域の良好な景観資源への近接を避ける パネル及び架台は反射光の影響に配慮するなど、周辺環境に調和した位置・配置、規模及び形態意匠とする 法則性を持たせ、まとまりのある配置とする パネルと架台の維持管理を適切に行い、破損などが発生した場合は速やかに処置する 展望地からの眺望への影響を極力回避・低減する 	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の伐採、造成などの妨阻は必要最小限とし、地形改変を極力避ける 敷地内は可能な限り緑化を行う 周辺に植栽を施すなど修景を図る 視覚的なまとまりに配慮して、地域で趣向を点在させない 	<ul style="list-style-type: none"> 景観上のフェンスなどは周辺環境と調和した色彩や材料を用いる 関連する付帯施設(キュービクルなど)の色彩も景観に配慮する 送電線鉄塔などは、位置・配置、規模を考慮する 看板などの屋外広告物は、関連法令を遵守し、周辺との調和を図る 発電量などの表示板は位置や色彩に配慮する
自然的地域 (森林地・海岸地・河川域など) 該当欄	<ul style="list-style-type: none"> 地形や背景の山並みなどの眺望に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする 自然環境と調和した形態意匠となるよう配慮する ラムサール条約登録湿地及び鳥獣保護区などの指定地域と周辺並びに自然公園の周辺への設置は避ける 	<ul style="list-style-type: none"> 新緑期や枯葉期など季節や時間の移り変わりによる景観の変化に配慮した趣向を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境との調和に配慮した配置、規模及び形態意匠とする 眺望を阻害する看板などの屋外広告物、鉄塔、電線塔を少なくする
観光地 (自然リゾート地区・歴史文化的地区) 該当欄	<ul style="list-style-type: none"> 観光地地域への設置は極力避ける 地域の歴史的・文化的な景観資源への近接を避ける 歴史的・文化的趣向への直接的な影響を避ける 当該観光地地域の景観特性に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする 	<ul style="list-style-type: none"> 当該観光地地域の景観特性に配慮した趣向を図る 緑化や花壇などの整備に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 眺望を阻害する看板などの屋外広告物を少なくする 送電線塔は地中化を図る 関連する付帯施設も、地域の歴史や風土に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする フェンスなどは、圧迫感を与えないよう道路境界線などから適切な後退距離を設ける 閉鎖的な印象を与える際の設置は極力避ける
沿道 (道路・鉄道・新幹線沿線・河川) 該当欄	<ul style="list-style-type: none"> 主要な道路、鉄道・新幹線沿線、河川軸については、道路境界線などからの適切な離隔及び高さに配慮する 文交点付近では、周囲と調和するよう修景する 地形などを生かして見え方を最小化する 地域のランドマークに対する見直しに気を配る 川沿いに設置する場合は、水辺や対岸などからの眺望を考慮する 秩序のある連続した配置に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 地域にふさわしい苗木づくりや選樹境界に馴染む 道路境界の緑化や花壇などの整備に努める 	<ul style="list-style-type: none"> フェンスなどは、圧迫感を与えないよう道路境界線などから適切な後退距離を設ける 閉鎖的な印象を与える際の設置は極力避ける
田園地域 (農山漁村・市街地) 該当欄	<ul style="list-style-type: none"> 山腹などの傾斜地に設置しない 地域の景観資源であるシンボリック樹木の近接は避ける 周辺の景観作物との景観上の調和に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の防風林や屋敷林の高さとの関係を考慮する 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和した位置・配置、規模及び形態意匠とする
市街地 (住宅地区・商業業務地区・駅前地区・工業地区) 該当欄	<ul style="list-style-type: none"> 周囲と調和した形態意匠とする 圧迫感を与えないよう道路境界線などから適切な後退距離を設けるとともに高さについても考慮する 	<ul style="list-style-type: none"> 周囲との連続感のある生け垣などによる修景を行う 緑化や花壇などの整備に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外壁に付帯設備を設置する場合は修景に努める 送電線塔は地中化を図る 閉鎖的な印象を与える際の設置は極力避ける

※1 景観法に基づく「行為の届出書」を北海道(景観行政団体15市町村の区域を除く)へ提出する際、このチェックリストを参考資料として添付してください。

※2 チェックリストの各項目は「景観法の届出基準」ではありません。事業者が実施した景観配慮事項を一覧表として整理するもので、全ての項目を満たさなければなりません。

※3 該当する地域区分(類似景観)の該当欄に○を付け、各地区共通及び○を付けた区分の配慮した事項をチェックしてください。

7 道内市町村における 条例及びガイドライン等の制定状況

1 景観行政団体の市町村

振興局	市町村名	条 例 等		計 画 等	
	(景観行政団体移行年月日)	名称	公 布 年 月 日	名称	公 布 年 月 日
空知	長沼町 (H19. 8. 1)	長沼町美しい景観づくり条例	H20. 3. 26	①長沼町美しい景観づくり計画 ②公共施設の景観づくり指針 ③景観法による『行為の届出制度』の手引き	①H20. 4. 1 ②H20. 7. 15 ③H20. 9. 1
	栗山町 (H25. 4. 1)	栗山町景観条例	H25. 7. 10	①栗山町景観計画 ②栗山町景観計画の運用指針 (ガイドライン)	①H25. 7. 10 ②H25. 7. 10
石狩	札幌市 (H16. 12. 17)	札幌市景観条例	H19. 12. 13	①札幌市景観計画 ②札幌市公共サイン基本計画 ③札幌市色彩景観基準運用指針 ④札幌市公共施設等景観デザインガイドライン ⑤歴史を活かした景観まちづくりガイド	①H19. 12. 13 ②H14. 11. 1 ③H16. 6. 7 ④H20. 3. 21 ⑤H22. 2. 1
	当別町 (H20. 2. 1)	美しいまち当別をみんなでつくる条例・景観法施行条例	H14. 3. 25	当別町景観計画	H21. 6. 1

振興局	市町村名 景観行政団体 移行年月日	条 例 等		計 画 等	
		名称	公 布 年 月 日	名称	公 布 年 月 日
後志	小樽市 (H18. 11. 1)	小樽の歴史と自然を生かした まちづくり景観条例	H4. 3. 31	①小樽市景観計画 ②小樽の歴史と自然を生かした まちづくり景観規則 ③小樽市地区別景観形成指針	①H21. 2. 2 ②H4. 3. 31 ③H21. 4. 1
	黒松内町 (H20. 3. 1)	黒松内町ふるさと景観条例	H16. 3. 15	①黒松内町景観計画 ②黒松内町ふるさと景観条例施 行規則 ③黒松内町ふるさと景観形成事 業奨励金交付要綱 ④黒松内町ふるさと景観形成に 係る太陽光発電システムの設置 基準に関する要綱	①H21. 4. 1 ②H20. 12. 25 ③H31. 4. 1 ④H27. 6. 1
日高	平取町 (H18. 10. 1)	平取町景観づくり条例		①平取町景観計画 ②平取町文化的景観保存計画	①H19. 4 ②H19. 3. 31
渡島	函館市 (H17. 10. 1)	函館市都市景観条例	H7. 3. 22	①函館市景観計画 ②景観デザイン指針	①H20. 10. 1 ②H24. 12. 1
上川	旭川市 (H16. 12. 17)	旭川市景観条例	H14. 3. 27	①旭川市景観計画 ②旭川市景観づくり基本計画 ③景観計画重点区域（北彩都地 区）に係る敷地内緑化取扱指針 ④旭川市橋梁景観整備指針	①H19. 3. 23 ②H15. 8 ③H19. 12. 1 ④H8. 6
	東神楽町 (H28. 1. 1)	東神楽町花のまちづくり景観 条例	H27. 12. 11	東神楽町花のまち景観計画	H28. 2. 1

振興局	市町村名	条 例 等		計 画 等	
	〔景観行政団体の移行年月日〕	名称	公 布 年 月 日	名称	公 布 年 月 日
上川	東川町 (H17. 3. 31)	美しい東川の風景を守り育てる条例	H14. 1. 1	①東川町景観計画 ②東川風住宅設計指針	①H18. 11. 17 ②H19. 1. 1
	美瑛町 (H18. 8. 31)	美瑛の美しい景観を守り育てる条例	H15. 3. 6	①美瑛町景観計画 ②美瑛町景観計画事例集	①H27. 3. 30 ②H27. 3. 30
	上富良野町 (H23. 4. 1)	かみふらの景観づくり条例	H23. 4. 1	かみふらの景観づくり計画	H22. 11. 29
	富良野市 (R2. 8. 1)	富良野市景観条例	R2. 8. 1	富良野市景観条例施行規則	R2. 8. 1
オホーツク	北見市 (H26. 8. 12)	北見市景観条例	H26. 7. 4	北見市景観計画	H27. 2. 18
	清里町 (H18. 6. 1)	清里町景観条例	H20. 3. 18	清里町景観計画	H20. 3. 28
釧路	釧路市 (H20. 10. 1)	釧路市景観条例	H21. 10. 2	①釧路市景観計画 ②釧路市景観条例に係る届出の手引き	①H21. 11. 2 ②R2. 4
根室	中標津町 (H29. 4. 1)	中標津町景観条例	H8. 7. 1	①中標津町景観計画 ②携帯電話基地局設置に係る指導指針 ③太陽光発電施設立地に伴う景観形成基準	①H29. 5. 1 ②H19. 6. 8 ③H25. 3. 18

2 景観行政団体以外の市町村

市町村名	条 例 等		ガイドライン等	
	名称	公 布 年月日	名称	公 布 年月日
夕張市	夕張市都市景観条例	H2. 4. 2		
江別市			江別市景観形成基本計画	H18. 1. 23
千歳市			ちとせ都市景観ガイドプラン	H13. 3. 1
北広島市			北広島市都市景観基本計画における色彩等取扱基準	H29. 7. 19
蘭越町	蘭越町こぶし咲くふるさと景観条例	H17. 3. 11	①蘭越町景観形成推進要綱 ②蘭越町小型風力発電施設（20kw未満）設置に係るガイドライン	①H8. 11. 1 ②H29. 11. 16
ニセコ町	ニセコ町景観条例	H16. 3. 15		
真狩村			市街地道道沿線地区街並み形成ガイドライン	H14. 3. 1
古平町	古平町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	R2. 3. 12		
赤井川村			赤井川村再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン	R2. 4. 1

市町村名	条 例 等		ガイドライン等	
	名称	公 布 年月日	名称	公 布 年月日
室蘭市			室蘭市都市景観形成基本計画	H9. 3. 1
登別市	登別市景観とみどりの条例	H28. 2. 24	登別市景観形成基本計画	H15. 3
伊達市			伊達市小型風力発電設備の設置 及び運用の基準に関するガイド ライン	H30. 6. 15
厚真町	厚真町地区計画区域内における 建築物等の制限に関する条例	H23. 3. 11		
様似町	ふるさと様似の景観づくり条例	H6. 9. 30		
松前町			①松前町歴史を生かす街並み整 備モデル地区整備計画書 ②歴史を生かした街なみ景観づ くり要綱 ③松前町小型風力発電施設（20 k v未満）設置に係わるガイドラ イン	①H7. 3 ②H14. 3. 7 ③H29. 8. 1
江差町	ふるさと江差の街並み景観形成 地区条例	H8. 3. 25	江差町歴史的景観形成基本計画	H8. 7. 9
乙部町			乙部町小型風力発電(20kw未満) 施設設置に関するガイドライン	H30. 4. 5

市町村名	条 例 等		ガイドライン等	
	名称	公 布 年月日	名称	公 布 年月日
せたな町			せたな町小型風力発電（20kw未満）施設建設に関するガイドライン	H30. 3. 1
上川町	上川町景観まちづくり条例	H14. 3. 25		
占冠村	美しい占冠の風景を守り育てる条例	S62. 3. 18		
増毛町			増毛町小型風力発電施設設置に係るガイドライン	H29. 12. 1
小平町			小平町小型風力発電施設（50kw未満）建設に関するガイドライン	H29. 12. 11
苫前町			苫前町小型風力発電施設設置に関するガイドライン	H29. 12. 1
初山別村			初山別村小型風力発電施設等の設置に関するガイドライン	H30. 1. 19
遠別町			小型風力発電施設設置に係るガイドライン	H29. 12. 4
天塩町			天塩町小型風力発電設置に係るガイドライン	H30. 1. 1

市町村名	条 例 等		ガイドライン等	
	名称	公 布 年月日	名称	公 布 年月日
稚内市	稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例	H29. 12. 13	稚内市風力発電施設建設ガイドライン	H12. 4. 1
中頓別町	中頓別町環境基本条例	H21. 6. 2		
枝幸町			枝幸町小型電力発電施設設置に係るガイドライン	H29. 3. 28
豊富町			豊富町風力発電施設設置に関わるガイドライン	H29. 12. 11
利尻町			利尻町小型風力発電施設等設置に係るガイドライン	H29. 11. 24
利尻富士町			利尻富士町街なみ景観要綱	H5. 12. 20
幌延町			幌延町小型風力発電施設建設に関するガイドライン	H29. 11. 27
網走市			網走市景観と緑の基本計画	H18. 3. 1
訓子府町			訓子府町景観ガイドプラン	H12. 10. 1
湧別町	湧別町緑豊かな環境づくり条例	H21. 10. 5		
滝上町	滝上町童話村まちづくり景観条例	H25. 3. 14		

市町村名	条 例 等		ガイドライン等	
	名称	公 布 年月日	名称	公 布 年月日
西興部村	美しい村づくり条例	H11.10.1		
音更町			①音更町景観づくり基本計画 ②音更町緑の基本計画	①H7.3.1 ②H13.3
士幌町			景観ガイドプラン	H7.3.1
中札内村	豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例	H13.3.12	①農村計画ガイドライン ②景観形成指針 ③景観づくり・なかさつないルール	①H5.5 ②H15 ③H27.3
更別村	更別村景観保全条例	H15.9.30		
陸別町			陸別町景観形成補助金交付要綱	H10.3.30
標津町			標津町景観ガイドプラン	H2.4.1
羅臼町	羅臼町環境基本条例	H17.7.1		

※ 景観に配慮した内容が盛り込まれた再生エネルギーや環境関連の条例又はガイドラインを策定している市町村が増えています。

3 景観法に基づく景観地区を定めた市町村

- ・ 倶知安町 倶知安の美しい風景を守り育てる条例(H20.2.18)
- ・ ニセコ町 ニセコ町景観地区条例(H21.6.26)
- ・ 富良野市 富良野市景観地区条例(H29.12.6)